主 要 取 引 金 融 機 関 一 覧 表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 政 府 関 係 金 融 機 関 | 普通銀行・長期信用銀行 | 商 工 組 合 中 央 金 庫信用金庫及び信用協同組合 | そ の 他 の 金 融 機 関 |
|  |  |  |  |

記載要領　　1．「政府関係金融機関」の欄には、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行等について記載すること。

　　　　　　2．各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所の区別まで記載すること。（例　○○銀行○○支店）